

# 1. 「ガイドライン」策定の背景

## (1) 国際的な人権保障の枠組み

国連では、人権の尊重が平和を守ることと密接不可分な関係にあり、差別を撤廃し人権を確立することが恒久平和に通じるとの考え方にもとづいて、人権を国際的な問題にとらえ、人権についての国際的な共通の基準を作りました。その最初の成果が、昭和23（1948）年に国連総会で採択された「世界人権宣言」です。

この宣言には法的拘束力はありませんが、考え方は世界各国の憲法や法律に取り入れられ、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

また、昭和41（1966）年には、法的拘束力を持つ2つの「国際人権規約」<sup>1</sup>が国連総会において採択されました。国際人権規約は、最も基本的かつ包括的な条約として、人権保障のための国際的基準となっています。

さらに、個別の人権保障のための様々な条約が作成されています。

### 世界人権宣言

#### 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

#### 第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

<sup>1</sup> 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）（国際人権A規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）（国際人権B規約）」

## (2) わが国における人権保障の取組み

わが国においては、世界人権宣言に先立つ昭和22（1947）年に、「日本国憲法」が施行されました。

日本国憲法では、第11条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」ことが定められており、基本的人権の尊重が柱の一つとして規定されています。

また、国内には、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、HIV感染者、ハンセン病回復者、性的マイノリティなどにかかわる問題や、インターネットによる人権侵害、さらには新型コロナウイルス感染症に関わる人権侵害事例が見受けられるなど、様々な人権問題が存在しています。これらの問題に直面する人たちの人権を具体的に保障するために、日本国憲法の趣旨や国際社会における流れを踏まえ、それぞれの問題に対応する個別の法律の整備が進められてきました。

さらに、平成12（2000）年には、人権教育・啓発に関する施策の推進についての国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

### 日本国憲法

#### 第11条（基本的人権の享有）

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

#### 第13条（個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉）

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

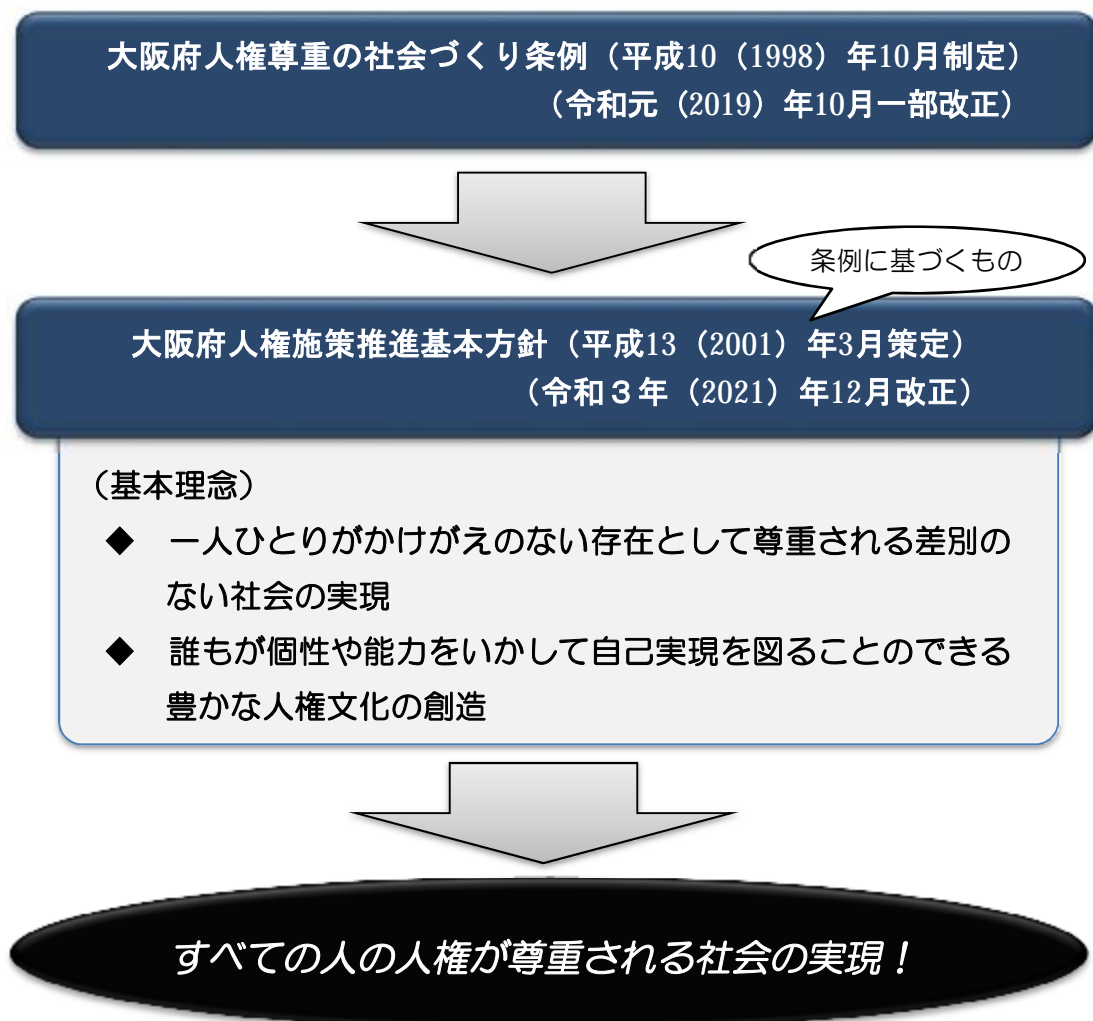
#### 第14条（法の下での平等）

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

### (3) 大阪府における人権尊重の社会づくりに向けた取組み

大阪府では、平成10（1998）年10月に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」（以下「社会づくり条例」といいます）を制定し、「一人ひとりがかげがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現」と「誰もが個性や能力をいかして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造」という基本理念のもと、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、様々な人権課題について、総合的な取組みを進めてきました。

こうした中、近年のネット社会等の社会構造の変化や価値観の多様化等、複雑多様化する人権課題に的確に対応するため、令和元（2019）年に、社会づくり条例を改正するとともに、「大阪府性の多様性理解増進条例<sup>2</sup>」及び「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例<sup>3</sup>」を制定・施行しました。



<sup>2</sup> 正式名は「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」

<sup>3</sup> 正式名は「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」

国際的に人権保障の取組みがすすむ中、平成27（2015）年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ<sup>4</sup>」が全会一致で採択されました。

このアジェンダに記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標がSDGs（Sustainable Development Goals）です。

SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、アジェンダの前文には、「すべての国及びすべてのステークホルダー<sup>5</sup>は、協同的なパートナーシップの下、この計画を実行する。」「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することをめざす」と明記されています。

これを踏まえ、国では、平成28（2016）年に、SDGsに係る施策の実施について、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣を本部長とした「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、SDGs実施指針を決定しました。

また、大阪府では、平成30（2018）年4月に、知事を本部長とする「SDGs推進本部」を設置し、令和2（2020年）3月にOsaka SDGsビジョンを策定しました。2025年大阪・関西万博の開催都市として、世界の先頭に立ってSDGsの達成に貢献する「SDGs先進都市」をめざし、府民、企業、市町村等、様々なステークホルダーのみなさまと連携・協力してSDGsを推進しています。

詳しくは、大阪府ウェブサイト「大阪府におけるSDGsの取組み」([http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku\\_keikaku/sdgs/index.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sdgs/index.html))をご覧ください。

## SDGsの17のゴール

- |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| ◇目標2 飢餓をゼロに             | ◇目標11 住み続けられるまちづくりを     |
| ◇目標3 全ての人に健康と福祉を        | ◇目標12 つくる責任つかう責任        |
| ◇目標4 質の高い教育をみんなに        | ◇目標13 気候変動に具体的な対策を      |
| ◇目標5 ジェンダー平等を実現しよう      | ◇目標14 海の豊かさを守ろう         |
| ◇目標6 安全な水とトイレを世界中に      | ◇目標15 陸の豊かさを守ろう         |
| ◇目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | ◇目標16 平和と公正を全ての人に       |
| ◇目標8 働きがいも経済成長も         | ◇目標17 パートナーシップで目標を達成しよう |
| ◇目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう    |                         |

<sup>4</sup> 「行動計画」の意

<sup>5</sup> 「利害関係者」の意